

生活保護法等による指定介護機関について

令和4年4月1日

福岡県 福祉労働部 保護・援護課 保護医療係

1 生活保護法等による指定介護機関とは

生活保護受給者に介護サービスの提供を行うためには、生活保護法による指定を受ける必要があります。

生活保護法等（※1）による介護機関（以下「指定介護機関」という。）の指定は、都道府県知事が行います。ただし、事業所所在地が政令市（福岡市、北九州市）、中核市（久留米市）の介護機関については、所在地の市長が行います。生活保護法等による指定を希望される場合は、指定申請書をご提出ください。なお、指定の効力は全国に及びます。

※1 生活保護法等とは

「生活保護法」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」をいいます。生活保護法により指定を受けた介護機関は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定があったものとみなされます。

2 指定介護機関の指定の申請手続

生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号。以下「改正法」という。）により、平成26年7月1日から下記のとおり生活保護法等による介護機関（以下「指定介護機関」という。）に係る指定申請手続が変更されています。

（1）平成26年7月1日以降、介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けられる介護事業所の場合

- ① 平成26年7月1日以降、介護保険法の指定（保険医療機関に対するみなし指定（※2）を含む。）があった全てのサービスについて、生活保護法等の指定を受けたものとみなされます。（これを「生活保護法等における指定介護機関のみなし指定」と呼びます。） したがって、生活保護へ別途指定申請を行う必要はありません。
- ② 生活保護法等によるみなし指定を希望しない場合には、介護保険法による指定を受けられる際、「辞退届」の提出が必要となります。
- ③ 「辞退届」は、介護保険法による指定申請時に介護事業所の所在地を管轄する市福祉事務所又は県保健福祉（環境）事務所の生活保護担当課へご提出ください。（ただし、地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）

- ④ 生活保護法等によるみなし指定された指定介護機関が、介護保険法の規定による事業の廃止があったとき、指定の取り消しがあったとき、又は指定の効力が失われたときは、生活保護における指定介護機関（※3）としての効力も失うこととされていますので、生活保護法等への廃止届の提出は不要です。しかし、当該指定介護機関の名称その他生活保護法施行規則第 14 条第 1 項で定める事項に変更等があったときは、変更届等の提出が必要です。

※2 保険医療機関に対する介護保険法によるみなし指定とは

介護保険が適用される介護サービス事業を行うには、介護保険法に定める介護事業者として指定を受ける必要がありますが、病院・診療所及び薬局が健康保険法に基づく保険医療機関の指定を受けたときは、下記の介護サービスを行う指定事業者としてみなされます。

区分	居宅サービス	介護予防サービス
病院・診療所	訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 居宅療養管理指導	介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
歯科	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
薬局	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導

※3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定についても同様の取扱となります。

(2) 平成26年6月30日以前に介護保険法による指定又は開設許可を受けられた介護事業所の場合

- ① 平成26年6月30日以前に生活保護法等の指定を受けていた指定介護機関は、7月1日以降引き続き指定を受けたものとみなされています。
- ② 当該指定介護機関については、介護保険法の規定による事業の廃止があったとき、指定（開設許可）の取消しがあったとき、又は指定（開設許可）の効力が失われても、生活保護法等による指定の効力は失われません。したがって、事業を廃止する場合には、生活保護法等による届出が必要です。（地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設は、除きます。）
- ③ 平成26年6月30日までに、介護保険法の指定は受けていたが生活保護法等の指定は受けていなかった介護サービスについては、生活保護法等によるみなし指定が適用されませんので、当該介護事業所が平成26年7月1日以降に生活保護法等による指定を新たに受けるためには、指定申請が必要となります。

- ④ 生活保護法等による指定申請書の指定登録は、当課において毎月10日締め切りで処理しています。従って、介護事業所の所在地を所管する市福祉事務所又は県保健福祉(環境)事務所を経由して少なくとも毎月5日頃までに当課へ指定申請書が届くようお願いします。

(3) 生活保護等による指定申請の要否

介護保険法による指定年月日が平成26年6月30日以前で生活保護の指定は受けていなかった介護事業所が新たに生活保護指定を受けようとする場合	指定申請要
介護保険法による指定年月日が平成26年7月1日以降の介護事業所	指定申請不要
平成26年7月1日以降介護保険法による指定時に生活保護は指定不要(別段の申出)としていたが、その後生活保護の指定が必要になった場合	指定申請要

3 指定介護機関の届出事項

下記に掲げる変更等を行う指定介護機関は、各種届(様式)に所定の事項を記載し、介護機関の所在地を所管する市福祉事務所又は県保健福祉(環境)事務所の介護扶助担当部署に提出してください。

<参考:各種届(様式)については、福岡県ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードの上、ご活用いただけます。>

福岡県トップページ▷目的から探す▷電子申請(ふくおか電子申請サービスのホームページに移動します)▷申請先の選択で「福岡県」をクリック▷「生活保護」で絞り込みをしてください。

- 介護保険法による指定年月日が平成26年6月30日以前の指定介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く)の届出事項

届出の種類	届 出 事 項
変更届	① 事業所の名称変更 ② 事業所の所在地の変更 ③ 開設者の変更 ④ その他指定事項に変更があった場合 ※①~④いずれも介護機関コードに変更がない場合に限りませ
廃止届	① 事業所の所在地の移転(介護機関コードが変更される場合) ② 事業所の開設者が死亡又は失踪の宣告を受けた場合 ③ 事業所の開設者を変更した場合(個人→個人、個人→法人) ④ 事業所を廃止した場合 ※①、③の場合同時に新規申請が必要となります

休止届	事業所を休止する場合
再開届	休止していた事業所を再開する場合
処分届	介護保険法による処分を受けた場合
辞退届	生活保護法による指定を辞退する場合

- 介護保険法による指定年月日が平成26年7月1日以降の指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く）。の届出事項

届出の種類	届 出 事 項
変更届	① 事業所の名称及び所在地を変更した場合 ② 事業所の住居表示が変更された場合 ③ 開設者の改名であり、開設主体の実質的変更を伴わない場合 ④ その他指定事項に変更があった場合 ※ 介護保険事業者番号が変わらない場合は、原則として変更届を提出してください。 ※ 介護保険法に基づく「医療みなし（保険医療機関の指定を受けた場合に介護保険機関の指定を受けたものとみなす）」のうち、「介護療養型医療施設」の場合に、開設者の変更（個人→個人、個人→法人など）があった場合には、変更届のみ提出ください。
休止届	事業所を休止する場合
再開届	休止していた事業所を再開する場合
処分届	介護保険法による処分を受けた場合
辞退届	生活保護法による指定を辞退する場合

お問い合わせ先

福岡県 福祉労働部 保護・援護課 保護医療係

電話：092-643-3295

FAX：092-643-3306